

## 「高山西林業一人親方労災組合」を設立！

当商工会では、林業が盛んな飛騨地域にとって懸案事項の一つでありました“従業員を使わず、お一人で林業を営んでいる方の業務災害をカバーする”一人親方の組合を昨年末に設立しましたが、本年 1 月「岐阜労働局」より正式に認可をいただきました。

—— これによる効果や組合概要は以下のとおりです。 ——

★“常用労働者又は年間延べ 100 日程度の労働者”を使用しない林業従事者でも“労災の特別加入”を申請、承認されることによって労災の適用が受けられます。

※組合員となり、当組合の証明が必要です。

★公的機関としては、飛騨地域唯一となる林業用の組合です。

★岐阜県下では、他に現在 4 組合が認可されています。

→高山市内に 1 団体。あとは、“山県市美山町”“本巣市根尾”“東白川村”です。

★近年、管内では比較的若い方の独立開業が増加しています。しかし、受け入れ可能な組合が遠隔地のため、労災の適用を受けず業務災害への不安を抱え事業展開されていましたが、これで課題が解消されると期待しております。



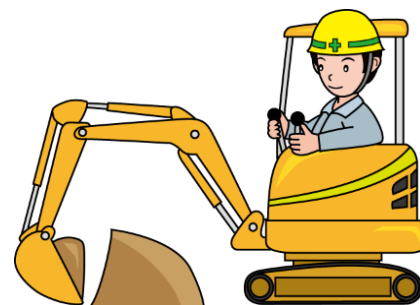
当商工会では、「林業の一人親方組合」以外にも

①パート・アルバイトを含め、労働者を雇用している全業種対象の

「労働保険事務組合高山西商工会」(雇用保険&労災保険)

②建設業関連に従事する一人親方を対象とした

「高山西一人親方労災組合」の 2 組合も運営しております。



どんなことでもお気軽にお問い合わせ願います。

☎ 53-3112 (一之宮)

**高山西商工会**

☎ 68-3366 (清見)    ☎ 2-1019 (荘川)